

**島根地方最低賃金審議会**  
**島根県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、**  
**情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会**  
**第3回会議 議事録**

- 1 日 時 令和6年10月29日（火）午後0時56分～午後3時24分
- 2 場 所 島根労働局専用大会議室
- 3 出席者 公益代表委員 出席3名 定数3名  
労働者代表委員 出席3名 定数3名  
使用者代表委員 出席3名 定数3名
- 4 主要議題 ○金額審議

【部会長】 ただいまから、令和6年度島根県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会第3回会議を開会します。

それでは、まず事務局は本日の配付資料の確認をしてください。

【指導官】 本日は、会議次第を1枚お配りしております。以上です。

【部会長】 事務局から、委員の出席状況と会議の公開状況を報告して下さい。

【指導官】 それでは報告します。本日は、全員のご出席をいただいております。最低賃金審議会令第5条第2項の規定により、本日の会議は定足数を満たしており、有効に成立しますことをご報告いたします。

また、本日の会議の公開につきましては、本庁舎の掲示板及び島根労働局ホームページに10月18日から10月25日まで掲示いたしましたが、傍聴の申込みがありませんでしたので、併せてご報告いたします。

【部会長】 傍聴人はいらっしゃいませんが、本日の会議及び議事録は公開としております。

9月19日開催の専門部会合同会議において決定しておりますとおり、個

人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、専門部会運営規程第5条第1項但し書きにより、それ以降の会議は非公開の扱いとなりますが、会議を非公開とする部分は議事録も専門部会運営規程第6条2項により非公開、同条第3項により議事要旨を公開することとします。

【部会長】 それでは、会議次第2の金額審議に移ります。

前回、10月17日の第2回会議においては、労働者側委員から、島根の若者は高校を卒業すると賃金の高い大阪・広島・岡山などへ就職する傾向が高く、このような傾向を打破するためにも最賃を上げ、島根の電気産業を若者に魅力のある産業としなければならない。

近隣の県との格差を是正し、人口流出に歯止めをかけていくことが必要であるということで、電機産業に相応しい水準を目指し、電機産業で働く基幹労働者の優位性を維持する上からも最賃額1,000円とし、引上げ額71円の提示がありました。その後66円の引上げ額の再提示があり持ち越しとなりました。

一方、使用者側委員からは、島根では1～9人規模での未満率が高く、最賃額を引上げるにより中小零細企業の経営は非常に苦しくなること。

賃金改定状況調査の第4表Bランクの賃金上昇率が2.9%であることから、引上げ額を26円で提示。その後の歩み寄りで最終的には41円で持ち越しとなりました。

労使それぞれご検討いただいた上で本日の第3回目の部会に臨んでおられると思います。

引き続き労使双方からご意見をいただき、できれば本日の結審に向けて金額審議を深めたいと思います。よろしく願いいたします。

それではまず、本日の審議にあたりまして、冒頭のところで全体に向けまして何かご発言があればお伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「ないです。」)

【部会長】 無いようであれば、この後は労使別室に分かれて、それぞれ個別にお話をさせていただくことにしたいと思います。

したがいまして、当部会は いったん休会としまして、これからは公労・公使の個別協議に移ります。

(休会)

(再開)

【部会長】 会議を再開します。

それでは、審議も尽くされたようですので、専門部会としての結論を出したいと思います。

58円引上げということで、労側、使側ともご異議ありませんでしょうか。

(「はい。」)

【部会長】 公益の委員の皆様もよろしいでしょうか。

(「はい。」)

【部会長】 発効日については、法定どおりということでよろしいでしょうか。

(「はい。」)

【部会長】 それでは、合意に達しましたので、本専門部会として、全会一致で58円引上げ、時間額987円という結論で決議されました。

結審しましたので、その結果を本審議会に報告するために「専門部会報告書」を作成します。

また、第438回本審議会において、最低賃金審議会令第6条第5項を適用することが議決されていますので、「専門部会の決議をもって本審議会の決議

とする」こととなります。

よって、結審した内容で答申しますので、併せて、答申文を作成します。

事務局で専門部会報告書（案）及び申文（案）を作成して下さい。その間、しばらく休憩とします。

（専門部会報告書（案）及び答申文（案）作成）

**【部会長】** 事務局から、専門部会報告書（案）及び答申文（案）を配付して下さい。

（専門部会報告書（案）及び答申文（案）配布）

**【部会長】** それぞれの案についてご質問ございますか。よろしいでしょうか。

（「はい。」）

**【部会長】** それでは最初に専門部会報告書（案）について決議いたします。専門部会報告書（案）に、ご異議はありませんでしょうか。

（「はい。」）

**【部会長】** ご異議がないようですので、専門部会報告書については案のとおり、全会一致で決議されました。それでは、専門部会報告書の「案」の文字を消して下さい。

続いて、答申文（案）について決議します。答申文（案）にご異議はありませんでしょうか。

（「はい。」）

**【部会長】** ご異議がないようですので、答申文については、案のとおり全会一致で決議されました。答申文の「案」の文字を消して下さい。

それでは、答申いたします。

(部会長から基準部長へ答申文を手交)

**【基準部長】** 労働基準部長の松井でございます。岩見労働局長に代わりまして、一言ご挨拶をさせていただきます。

ただいま小田川部会長から、専門部会で慎重に金額審議を重ねていただいた結果、全会一致での結論に達し、プラス58円ということで987円という答申をいただきました。

今年度も、色々、物価高であるとか、原材料費の高騰であるとか、当業界を取り巻く情勢は厳しいという中で、真摯にご議論いただいたことにつきまして、感謝申し上げます。

また、労使協議に対しまして、島根県の将来考え、この県にふさわしい特定最低賃金となるよう、お互いに歩み寄りをみせていただいたということにつきましても感謝申し上げます。

また、労使の間に入り、公労、公使協議を重ねていただきまして、この着地点に導いていただきました公益委員の皆様方につきましても感謝を申し上げたいと思います。

重ねまして、本日は全会一致でのご答申ということで、誠にありがとうございますございました。

**【部会長】** それでは、会議次第3、その他ですが、委員の皆様、何かございますか。

(「ないです。」)

**【部会長】** 事務局から何かありますか。

**【室長】** ただ今、答申をいただきましたので、今後の事務手続きについて説明させていただきます。

先ほど、答申をいただきました島根地方最低賃金審議会の意見を、本日公示

いたします。

そして審議会の意見について、関係労使からの異議の申出を、文書で11月13日水曜日までに提出していただくよう求めることとなります。

異議の申出がありましたら本審を開催して、ご審議していただく手続きをとります。

また、異議の申出がない場合は、官報公示等発効手続きを事務局において行い、先ほど法定どおりということをございましたので、最短で令和6年12月27日金曜日に効力発生予定となりますのでよろしくお願いたします。以上です。

**【部会長】** 本専門部会の任務は終了しました。9月3日開催の第438回本審において決定していますとおり、審議会令第6条第7項により、当専門部会は、廃止します。ありがとうございました。

それでは以上をもちまして閉会します。お疲れさまでした。